

公文書における性別記載欄の見直しについて（指針）

現在、本市では、申請書等の公文書における性別記載欄について、性的マイノリティの人権擁護の観点からその必要性を確認し、不都合がなければ設けないようにすることとしております。（平成 29 年 6 月 1 日付の尼情活第 2200 号「帳票事務の見直しについて」）

性的マイノリティの方々の中には、性別記載欄が男女の 2 択であった場合、「心の性」と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と見かけの性が異なることで、手続きの際に再確認されるなど精神的苦痛を感じるといった例があります。

このような「性の多様性に配慮した人権尊重」について、今後さらにその取組を進めるため、「公文書における性別記載欄の見直しについて（指針）」を策定しました。国や県の定めがあるもの等を除き、今一度性別記載欄の必要性について精査いただくとともに、次のとおり見直しに努めてください。

1 必ずしも性別記載欄が必要でないもの
削除する。

2 必ずしも性別記載欄は必要でないが、システム改修や要綱等の改正を要するもの
(1) 性別記載欄の削除については、今後のシステム改修で実施するとともに、要綱等については速やかに改正すること。
(2) それまでの間の性別記載欄の取扱いについては、「性別記載欄に斜線を引くなどにより項目を削除する。」「記入することを求めない。」など、運用上の取扱いにより対応することに努めること。

3 性別記載欄が必要なもの

国や県の定めがあるもの（例：定型様式、統計の報告義務など）、性別内訳数の統計分析結果を施策に反映していくなど事業実施に不可欠であるものについては、可能な限り「性別記載欄の表記方法について」のとおり対応すること。

※ 国や県の定めがあるものについては、性別記載欄の必要性について精査し、必要がない又は改善が可能と思われるものについては国等へ要望することも検討すること。

「性別記載欄の表記方法について」

(1) 「男」「女」「その他（ ）」「回答しない」

〔その他：男女の 2 択では選べない場合の選択肢〕
〔回答しない：回答できない、したくない場合の選択肢〕

(2) 「性別（ ）」

〔性別欄を空欄にし、本人の意思で性別を記入する場合〕